

第 4 3 号議案

長岡京市税条例等の一部改正について

長岡京市税条例（昭和 2 5 年長岡京市条例第 1 号）及び長岡京市税条例の一部を改正する条例（昭和 2 6 年長岡京市条例第 1 0 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 6 月 7 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、所要の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市税条例等の一部を改正する条例

(長岡京市税条例の一部改正)

第1条 長岡京市税条例（昭和25年長岡京市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第53条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、	第53条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技

改正後	改正前
歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で、図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項の博物館を設置するもの、又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 【略】	工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で、図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項の博物館を設置するもの、又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 【略】

（長岡京市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 長岡京市税条例の一部を改正する条例（昭和２６年長岡京市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附 則 【削る】	附 則 （<u>公益法人等に係る市民税の課税の特例</u>） <u>第４条の２ 当分の間、租税特別措置法第４０条第３項後段（同条第６項から第１０項まで及び第１１項（同条第１２項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第４０条第３項に規定する公益法人等（同条第６項から第１１項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第３項に規定する贈与又は遺贈を行つた個</u>
------------------------	--

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 【略】 2～6 【略】 <u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は7分の6とする。</u> <u>8～14</u> 【略 項の繰下げ】 <u>15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</u> <u>16～19</u> 【略 項の繰下げ】	<u>人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 【略】 2～6 【略】 【加える】 <u>7～13</u> 【略】 【加える】 <u>14～17</u> 【略】
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の長岡京市税条例の一部を改正する条例附則第10条の2第7項及び第15項の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和7年4月1日
- (2) 第2条中長岡京市税条例の一部を改正する条例附則第4条の2を削る改正 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日